

# 最小議会の研究

—— 2016年イギリス調査による社会学的試論 ——

大内 田鶴子\*

## 要 約

本稿は文部科学省の科学研究、平成28年度(2016年度)基盤研究(B)(海外学術調査)「近隣住民ネットワークの国際比較研究」(研究代表者大内田鶴子)によるイギリス調査から得た知見を整理したものである。

本研究の目的は、地域社会の流動性と個人化が進行する中で、開放的で安定的・統合的な近隣組織のモデルを見出すことである。このため、日本の町内会という実態的住民組織を前提としつつ、近隣住民のネットワークを国際的視野から比較研究し、日本の近隣組織(町内会)を継承して発展させるための論点を探ろうとしている。イギリスにはパリッシュ・カウンシルという伝統的な近隣組織(地域議会)が存在しているが、近年自主的な復活の動きがあり、英国政府も地方自治法に位置付けて結成を奨励し始めた。この新たな動きについて得られた知見を可能な範囲で整理した。

キーワード：自治体・パリッシュ・議会

## はじめに

日本の行政機関は様々な行政組織を「団体」body(体)として理解してきた。例えば地方公共団体という名称である。地方自治法には次のように書いてある。「第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」。地方公共団体には次のような種類がある。「第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

- 2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
- 3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団

体の組合及び財産区とする。

第二条 地方公共団体は、法人とする。」

(参考資料 総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000051164.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000051164.pdf), 電子政府の総合窓口イーガブ <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

国だけは団体(または体)がついていない。国を表す具体的な機関は国会であろう。国は「会」である。

さてところで、市町村レベルの地方公共団体について海外の実例、なかでも民主主義制度の先進国であるアメリカ・イギリスの具体例を見ると、市町村レベル以下の地方公共団体は「団体」というよりは「会」の側面が強い。例えばアメリカの先進的な市町村であるポートランド市はコミッション型の「政体」であり、議員がイコール行政幹部であり、日本であれば市長という代表を抱く執行機関である幹部会は、イコール議会なのである。わずか6名の議員による議会すなわち「会」が人口約60万人の地方公共団体を統治している。

日本において、会で具体的に思い浮かべられる政治団体(M・ウェーバー)は国会と町内会・自

2016年11月30日受付

\* 江戸川大学 現代社会学科教授 都市社会学、コミュニティ論

治会であるといえれば極論かもしれないが、県・市町村のことを会議体であると認識している県民・市民はどれくらいいるだろうか。霞が関の官庁群は国として表徴され、国会と執行機関である省庁が一体となって独立国家のように行動し、国民が日々の活動を行っている市町村や町内会・自治会を政治団体として理解する人はほとんどいないと思われる。とはいえ、わが国には30万団体弱の自然発生的、既存の自治的な組織、町内会・自治会が存在しているのである。

前置きが長くなったが、本稿では、会議が統治する姿を改めて米英から学ぶための社会学的試論である。とりわけ、イギリスの最小の議会であるパリッシュ・カウンスルについてその実態をまとめてみた。

## 第1節 パリッシュの概要（日本との比較の視点から）

パリッシュ・カウンスルと総称されている地域議会は、イングランドとウェールズで今日再び生成過程にある。戦後、イギリスでも市町村合併が推進され地方制度が再編成される過程で中世に起源をもつ教区会議及びシティとタウンは廃止され、また新たな居住地でのパリッシュ結成は奨励されなかった。

このあたりの事情、すなわち市町村の合併・広域化とより古い狭域の政治団体の無力化については、日本も類似して経過してきた。パリッシュ・カウンスルを地域議会と翻訳した理由は、市町村レベル（ディストリクト・レベル）の行政機関とパリッシュ・レベルを区別するためである。行政区域の再編成と徴税の権限の変更過程という技術的プロセスを経て団体が変更されていく過程は今後詳細な研究が必要に思われるが、ここでは中田実『世界の住民組織—アジアと欧米の国際比較』に掲載されている後藤澄江論文及び、イギリスの最新のWikipedia記事に基づき、制度変遷の展望を粗描する（後藤・中田2000, 165-171, Wikipedia UK 2016. 11. 23）。

ゴミの収集、警察、初等教育などは、1972年

のイギリス地方自治法（the Local Government Act）以降、新たな法制度上の最小単位である市町村（DistrictやBorough）に行政権限が認められ、パリッシュなどその下位の単位では公的な機能は剥奪された。しかし都市が成長するに従い、パリッシュ・カウンスルの自主結成が行われるようになり、その趨勢は止めることができなかった。例えばバーミングハム、オックスフォード、ノーサンプトンなどが例としてある（Wikipedia UK 2016. 11. 23）。日本においても、昭和の市町村合併と1960年代後半から1970年代までの自治会・町内会の新結成は周知の事実であり、類似して経過していることが理解される。

パリッシュについて中世に起源を求めるのは若干の飛躍で、実は21世紀に入ってからまた再生されつつある地域議会の直接の起源は、19世紀にある。現代の意味でのシビル・パリッシュは、イギリスにおいて1894年の地方自治法で確立した。この法は教会区委員会（Vestry）を廃止して、都市と農村それぞれのディストリクトに置き換え、パリッシュは代表者を選挙で決めるシビル・パリッシュとして改正され教区パリッシュと並行して設置されたものである。

旧組織を並行して存続させ、機能を少しずつ改廃していく方法は、急激に組織をつくり変えない知恵として、イギリスにも日本にも見られる。

この時同時に旧パリッシュの境界が廃止された。旧パリッシュの機能については、救貧組合（the poor law union）の選挙で選出された管理・後見人だけとなり、1930年に救貧法が廃止されるとともに都市部の旧パリッシュの仕事は何もなくなった。

シビル・パリッシュの整備の時点に遡って確認すると、1866年の改正救貧法（the Poor Law Amendment Act）によって、タウンシップや教区など狭域政治団体がそれぞれ地方税（rate）を徴収することが認められ、「市民教区／シビル・パリッシュ」になった。このとき同じ区域を所管しているイギリス国教会の教区はエクレスアステイカル教区（以後教会教区と略称）と呼び区別されるようになった。その後1921年に教会教区は

地方教会会議 (local parochial church council) の所管するところとなり、教会行政と地方自治行政が分離された。日本でも 1868 年から 1888 年の市制町村制まで行政区画や徴税制度について試行錯誤が行われていたことは周知の事実である。幕藩体制の中で発達してきた自然村と村の自治が、明治政府の樹立以後、近代的な自治制度に再編成される過程で、行政所管範囲や近隣レベルでの住民組織の組み換えが種々試行錯誤されてきた。

19 世紀末には、それぞれの地方により様々な起源をもつ地域議会は、シビル・パリッシュ・システムに整序された。それまで残っていた飛び地の大多数が廃止された。1911 年のセンサス調査では、イングランドとウェールズのパリッシュ 8322 か所 (58%) はシビル・パリッシュと教会教区の混同を解消したとされる (Wikipedia UK 2016. 11. 23)。さらに最後まで残っていた救貧法関連の行政機能も救貧法の廃止とともに消滅したのであった。こうした救貧法に関連した事情は、日本で 1921 年頃から全国に普及した町内会自治会とそこに活動基盤を持つ方面委員制度と戦後の民生・児童委員制度の継続や消防団の区割りが旧町村の形態を残していることを顧みると、異なる経過を歩んでいることが理解される。

## 第 2 節 イギリスにおける地方制度へのパリッシュ・カウンシルの位置づけ

日本政府がロンドンに設置した自治体国際化協会の年次報告書から、最新のイギリスの地方行政制度との関係でパリッシュの位置づけを見ることができる。

イングランドの二層制の地域は、カウンティ (County Council) とディストリクト (District Council) で構成される。カウンティは日本の県に相当する広域自治体であり、ディストリクトは日本の市町村に該当する基礎自治体である。

イングランドにおける一層制の地方自治体 (Local authorities) は、大都市圏に存在する「大都市圏ディストリクト (Metropolitan District Council)」と非大都市圏の「ユニタリー (Unitary

Council) である。これらは県及び市町村の機能を併せ持った地方自治体である。

ロンドンは、グレーター・ロンドン・オーソリティーと 32 の「ロンドン区 (London Borough Council)」及びシティ・オブ・ロンドン・コーポレーション (City of London Corporation) (通称: シティ・オブ・ロンドン) から構成されている。また、ウェールズ、スコットランドの一層制の地方自治体はユニタリー、北アイルランドではディストリクトと呼ばれている。

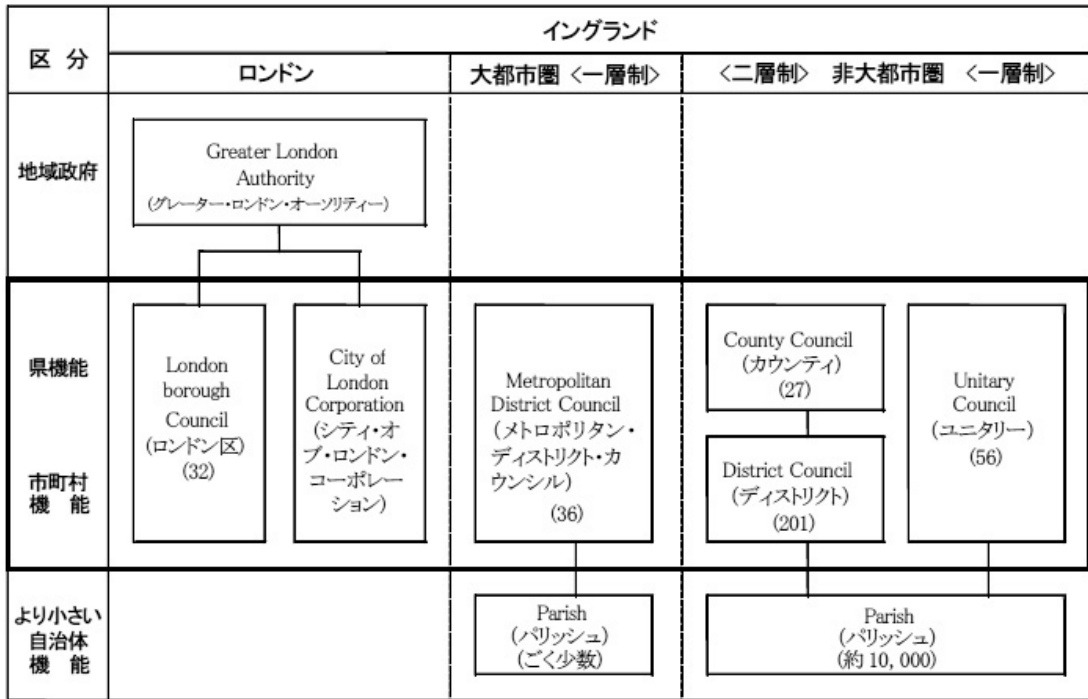
イングランドの地方自治体における事務配分は、一層制の地方自治体においては消防・警察など広域の事務組合で行う事務以外の全ての事務を行っている。一方、二層制の地方自治体においては、ディストリクトは住宅、ごみ収集、レジャー・レクリエーションなどの限られた事務を行い、カウンティが教育、社会福祉、道路等の事務を行っている。(自治体国際化協会, 2015, 10)

パリッシュ (Parish) は教会の布教のために設けられた教区に起源を持つ、地域共同体的な性格を持つ法律上の準自治体 (Sub-principal) である。パリッシュはタウン・カウンシル (Town Council), コミュニティ・カウンシル (Community Council) と呼ばれ、現在、イングランドとウェールズを合わせて約 1 万のパリッシュがあるが、都市部には少なく、主に地方の田園部を中心に存在する。自治体国際化協会はパリッシュの機能を、大きく次の 3 つに分けている。

- ①限定的な行政サービスの提供 (遊歩道整備, 街路照明維持管理, 墓地・火葬場管理, コミュニティホールの提供等。ただし、一部のサービスについてはカウンティの同意が必要)。
- ②カウンティやディストリクトから特定の事項について協議 (カウンティによる遊歩道の調査や小学校の校長の任命等) や通知 (当該パリッシュに関係のある開発申請や条例の制定等) を受ける権利
- ③ディストリクトや国の機関などに対して地域の代表となること

2007 年地方自治法により、新たなパリッシュの設置権が、英国政府から地方自治体へ移譲され

図表1 イングランドの自治体の構成



出典：一般財団法人自治体国際化協会.2015年,英国の地方自治(概要版)-2015年改訂版 -:9頁

た。パリッシュには、「プリセプト (precept)」と呼ばれる財源があり、金額はパリッシュの行うサービスに見合う形で設定され、カウンシル・タックスと合わせて付加税の形で徴収される。課税額の標準的な例は、1世帯あたり年間30ポンド程度である。ただし、パリッシュは、徴税は行わず、カウンシル・タックスの徴税団体であるディストリクト等に課税徴収命令(これを「precept」と呼ぶ)を発行し、税収の配分を受ける。

また、パリッシュの設置が認められていなかったロンドンでも、コミュニティ及び区 (borough) の発案によるパリッシュの設置が認められ(住民投票が必要)、ウエストミンスター区 (City of Westminster) のクィーンズ・パーク (Queen's Park) 地域で、2014年5月にロンドンで最初のパリッシュ・カウンシルが設立された。(自治体国際化協会 2015, 17-18)

### 第3節 最小地方議会の全国ネットワーク

イギリスには日本で言う市町村レベルよりも下位の議会である地域議会 (Local council) の全国組織として、National Association of Local Council (以下ナルクNALCと略する) という団体がある。NALCは地域社会における草の根レベルの最も小さい議会がイングランド全体で連携している組織で人材育成や上位レベルの議会への意見集約、国政へのロビー活動などを行っている。NALCに加盟している草の根議会として、現在イングランドには約9,000の地域議会があり、8万人の地域議員がいる。その多くはパリッシュ・カウンシルやタウン・カウンシルと呼ばれる。イギリスではこれらを総称して、パリッシュ・カウンシルと呼ばれることがある。近年これらの最小議会は法律に定められ、政府 (Government) の一つに数えられるようになった。ただし、パート

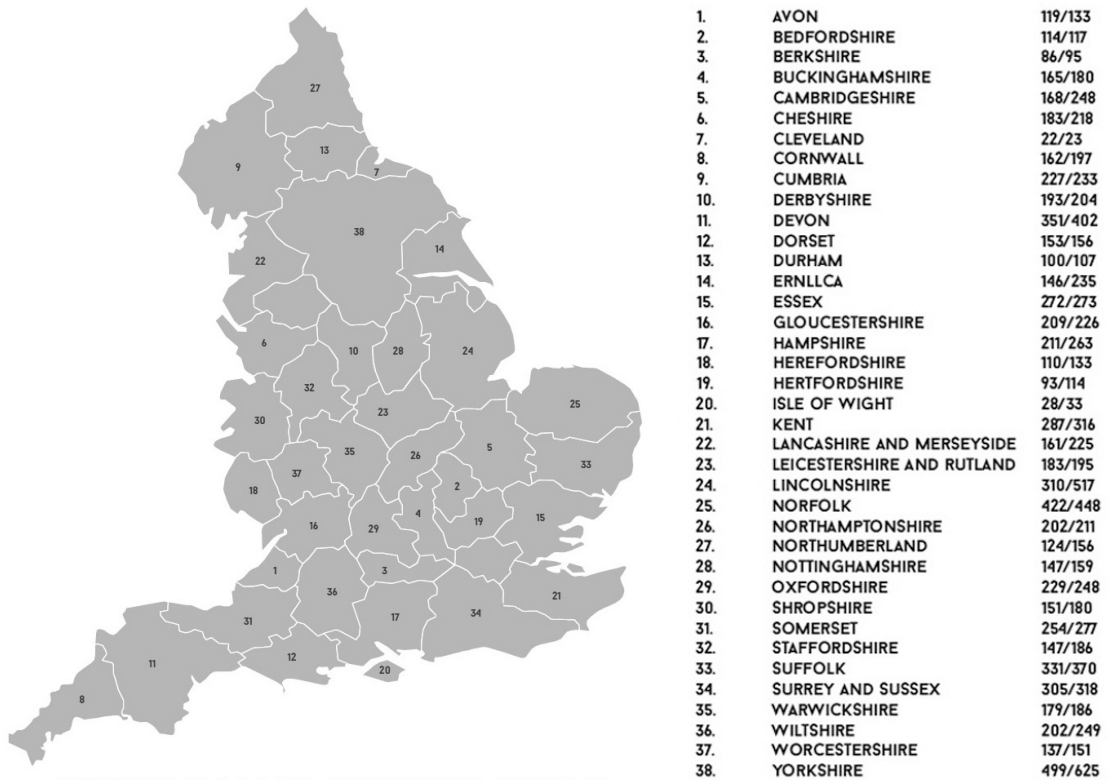
タイムの事務員2～3名が事務局であり、議員は無報酬である。このような側面から、政府という位置づけを顧慮しなければ、アメリカのネイバーフッド・カウンシルや日本の町内会・自治会、地域自治組織などに匹敵する存在であり、また類似した機能を果たしている。政府(Local authority)の一種である、公法上で整備されているという意味でパリッシュ・カウンシルは先進国のトップを走っている。本稿ではそのイギリスの方法について注目してみた。

最新の動向として2014年にグレイター・ロンドン内の中心部、ウェストミンスター市にパリッシュ・カウンシルが誕生したことが話題を呼んだ。そのほかにも、過去13年間に250の地域議会が

新たに結成されている(NALC, 2016)。イングランドのパリッシュ・カウンシルは下図(図表2)のようにイングランド全体にくまなく存在している。このようにイギリスでは今パリッシュ・カウンシルが注目を浴び、増加傾向にある。

NALCは、イングランドとウェールズでパリッシュ設立を推進している。パリッシュ・カウンシルのウェブサイト充実させるために年間470万ポンド(約6億5,800万円)の補助金を小さなカウンシルのIT設備の導入を目的に配分している(NALC, 2016: 5)。NALCはまた最新の組織の作り方や運営方法についてウェブを利用して助言し、刊行物をダウンロードできるようにしている。NALCによるとウェブサイトには約33万ページ

図表2 イングランドにおけるパリッシュ・カウンシルの分布



MEMBERSHIP BY CALC AREA (MEMBERS/TOTAL COUNCILS)\*

\* This map represents county association administration areas by approximation (correct as of August 2016)

出典: NALC, 2015/16, Annual Report p.4

の閲覧があり、2016年には2015年よりも16%増加している。マニュアルの中では「議員と事務局のガイド (*Good Councillor and Good Employer guides*)」がよく利用されて、5万回ダウンロードされ1万冊の冊子が配られた。マスメディアによる言及が90,000回以上に上り、前年よりも78%も多く取り上げられているという (NALC Annual Report 2015/16)。

#### 第4節 最小議会の定義

このように、イングランドを中心として、草の根レベルでの自治体であるパリッシュ・カウンシルが新たに増加する傾向がみられ、英国政府もそれを奨励し始めた。

NALCによる地域議会の定義を整理すると、その名称は、パリッシュ、タウン、コミュニティ、ネイバーフッドのカウンシルあるいはローカル・カウンシルと呼ばれる。本稿でローカル・カウンシルを地方議会と呼ばなかった理由は、日本の市町村議会をイメージしないようにしたからである。最小議会とはディストリクト (district)、バラ (borough)、ユニタリィ・カウンシル (unitary council) の下位の政府である。イングランドに約9,000団体存在し、イングランドの25%のエリアをカバーし、1,600万人の市民を代表している、最もローカルなレベルの政府である。近年の法改正で、1960年代にパリッシュが消滅した首都ロンドンにもパリッシュ・カウンシルを作ることができるようになった。大都市としてはバーミンガム、リーズ、ニューカッスルがパリッシュ・カウンシルを結成している。

パリッシュ、タウン、コミュニティ、ネイバーフッドという名前による議会の違いは特にない。これらは同等の権能を持ち、同等の行政サービスを行っている。唯一の違いは、タウン・カウンシルだけがメイヤー (町長) を持っていることである。これらのカウンシルはネイバーフッドの住民福祉に全面的な責任を持っており、主に3つのカテゴリーの仕事をしている (NALC, 2010, All About Local Council)。

- 1 地域コミュニティを代表すること
  - 2 ローカルなニーズに対応した行政サービスの提供
  - 3 パリッシュの生活の質を高めること
- 具体的には次のような事業を行っている。
- ・市民菜園 (Allotments) や余暇施設などの整備
  - ・バス停の日除け、ゴミ箱整備
  - ・駐車場、電飾飾り
  - ・コミュニティ・センター、公園、オープンスペースの設置・管理

地域安全の仕組みづくり、コミュニティの交通、公衆トイレ、防犯、サイクリング道路、防犯灯、慣行活動、祭りや儀式、交通騒音測定などは、上位の地方公共団体と協働して取り組んでいる場合もある。

パリッシュの位置づけについては、まだ議論のさなかにあると思われるので、以下において参考までに、法学者 (NALC 理事) Meera Tharmarajah の地域議会パリッシュの解説を抜粋・抄・意識する。

(以下抄訳)

イングランドとウェールズのパリッシュ、タウン、ネイバーフッド、コミュニティ、またはブレッジそれぞれの議会は日常用語として地域議会 (local councils) と呼ばれている。地域議会とは地方自治体 (local authorities) の一種である。地域議会はイギリス国教会の教区エリアで推進される教区教会の会議ではない。

地方自治体は法制度の枠内の立法と事業執行によって存在を認められている。法律はすべての地方自治体に決められた基礎的な仕事・役割を課しているが、地域議会は例外である。法定された業務とは、例えば、ゴミ収集、高速道路・鉄道の規制、行商・販売許可、住宅供給、教育、開発規制などで、カウンティ議会がこれらを行っている。それとは異なり、地域議会はこれらの法定の業務は負わされない。

法律は地域議会にある範囲の自由裁量の法的権能を、地域議会が実施の意思を持ち実行する場合に限り与えている (“Legislation has conferred

on local councils a range of specific yet discretionary statutory powers which they may exercise if and only if they wish to.”)。もしも、地域議会が法によって認められた自由裁量の活動を行うときは、限定された法的権能として、上位の法的枠組の範囲内においてのみ実施されねばならない (Tharmarajah, 2013, 6)<sup>(1)</sup>。

メーラによると地域議会は次のように業務を行っている。

- (日々の生活環境改善について) 何を行うか、どう行うかの政策を法によって (statutory, その対語は common である) 行う自治体の一種である。
- 年次会計を備え、外部監査されねばならない
- 個人の情報を持ち利用する。それゆえ、1998年の情報保護法に従う
- 公共団体 (public authorities) であるので、1998年の人権法 (The Human Rights Act) や2000年の言論の自由法 (The Freedom of Information Act) に従う。
- 2010年の平等法に従う
- 地域会議は雇用主であるので雇用法に従う
- 不動産の所有者であり占有者であるので、関連する法的義務に従う
- 契約の能力のある法人である
- 法的手続きの当事者でありうる
- 議員 (Councilor) により構成されている。議員はカウンシルの代表として住民を指導し、財政や利害に関することを法規にしたがわせる。

地域会議の役割については次のように述べられている。

- 地域会議は地方自治体の一つであるが、徐々に進化してきたものでありイギリスとウェールズのすべてに存在しているわけではない。最も古いタイプで1894年の法律により作られた。1960年代から2007年まではロンドンのディストリクトのパリッシュは設立を許可されなかった。2008年からロンドンも3層制になった。新しい地域議会の設立は2007年の保健法 (The

Local Government and Public Involvement in Health Act) によつて法的に整備されたものである。

- 一定範囲の法的権能を持っているが、それはローカル・カウンシルが、実際に活動し、活動を望んでいるときにだけ可能となる
- 地域会議は次の行政について責任を負わない  
ごみ収集、路上駐車、交通規制、環境問題、行商・露店、建築規制と都市計画、免許、住宅提供。これらはその他の地方自治体の責務である
- 地域議会の事業に関しては公的な会議を経て決定される

メーラ・サーマラヤ (Meera Tharmarajah) は地域議会が実施しているまたは可能な活動内容について67項目にわたって、自由裁量の内容と、根拠法を示した。本稿ではそのうち法的裏付けの古いものと至近距離最小的な自治体機能を示している項目の一部を取り上げた。以下に抜粋しながら興味深い項目を列挙する。概要を述べると、ここで取り上げた最も古い根拠法は1875年の公衆衛生法 (Public Health Act 1875) で、運動場・散歩道・オープンスペースの所有と管理をパリッシュに任せる趣旨の内容である。次いで、1908年の小土地と菜園法 (Small Holding and Allotments Act 1908) で、家庭菜園用の用地、共同牧草地などコモンズの所有と管理を任せる趣旨の内容である。1972年の地方自治法では、閉鎖された教会の敷地の管理をパリッシュ・カウンシルに任せる趣旨の規定が置かれた。これなどは最近の日本における廃寺・廃社問題の参考になる。プリセプトという地域議会税については1992年の地方財政法で認められている。なお、メーラ・サーマラヤの解説書には後半38頁にわたって会議の運営等について解説している。紙幅の関係上、会議と議事法については別稿に改めたい。

図表3 地域会議の裁量で実行できる施策の抜粋

地域会議が自由に決めて実行できること

Subject	主題	Discretionary Power 自由裁量の権能	自由裁量権能の日本語意識	Legislation 根拠法
Allotments	家庭菜園	Power to provide land for allotments and to enter into allotment tenancies in or outside the council's area	カウンシルのエリア内外に家庭菜園用地を提供し、貸し出す権利	Small Holding and Allotments Act 1908
Allowances for councillor	議員の報酬	Power to pay councillors allowance	議員に報酬を払う権利	Local Authorities Regulations 2003
Bands and orchestras	バンドやオーケストラ	Power to maintain a band or orchestra or contribute to the maintenance of a band or orchestra in or outside the council's area	バンドやオーケストラを持ち運営する権利	Local Government Act 1972
Bicycle parking	駐輪場	Power to provide and maintain parking places for bicycles and moter cycles in the council's area	カウンシルエリア内に自転車、原付き等の駐輪場を設置し維持する権利	Road Traffic Regulation Act 1984
Borrowing money	貸付	Power to borrow mony with approval where necessary	申請にもとづき金銭を貸与する権利	Local Government Act 2003
Burial grounds and comeeries	墓地、共同墓地	Power to provide and maintain open space or burial ground in or outside the council's area	カウンシルエリア内外に墓地や共同墓地を持つ権利	Open Space Act 1906
Byelaws	バイロー	Power to make byelaws	バイローをつくる権利	The Local Government Byelaws (Wales) Act 2012
Charities	慈善団体	Power to act as trustee of non-ecclesiastical charity	教会の係らない慈善団体の理事になる権利	Charities Act 2011, Local Government Act 1972
Clocks	時計	Power to provide and maintain public clocks within the council's area	カウンシルエリア内に時計を設置し管理する権利	Parich Councils Act 1957
Closed churchyards	閉鎖教会	Power to maintain a closed churchyard in the council's area if requested to do so by a parochial church council	教会委員会からの依頼があった時、廃止された教会の敷地を維持管理する権利	Local Government Act 1972
Commons and common pastures	コモンズと共有牧草地	Power to provide land in the council's area for common pasture if the council's expenditure can be recovered from any charges it makes for use of the land	利用料等何らかの方法でカウンシルの支出を賄えるような共同牧草地をカウンシルエリア内に持つ権利	Small Holding and Allotments Act 1908
Community gardens	コミュニティ・ガーデン	Power to provide and maintain open space as gardens in or outside the council's area	庭園としてカウンシルエリアの内外にオープンスペースを持ち、管理する権利	Open Space Act 1906
Community meetings-Wales	コミュニティ・会議（ウェールズ）	Power to convene	会議する権利	Local Government Act 1972
Conference facilities	会議施設	Power to provide and encourage the use of facilities in the council's area	カウンシルエリア内に施設を持ち、利用を奨励する権利	Local Government Act 1972
Open space	オープンスペース	Power to provide and maintain land for public recreation	パブリック・リクリエーションのための土地を持ち管理する権利	Public Health Act 1875
Precept	プリセプト（地域会議税）	Power to raise a precept	プリセプトを課税する権利	Local Government Finance Act 1992
Pblic toilets	公衆トイレ	Power to provide public toilets	公衆トイレを設置する権利	Public Health Act 1936



Subject	主題	Discretionary Power 自由裁量の権能	自由裁量権能の日本語意識	Legislation 根拠法
Recreation	レジャー施設	Power to provide and manage recreation grounds, public walks, pleasure grounds and open spaces	運動場, 散歩道, 遊戯広場などオープンスペースを持ち, 管理する権利	Public Health Act 1875
Swimming pools	水泳用プール	Power to provide public baths	公衆浴場を提供する権利	Public Health Act 1936
War memorials	戦没者記念碑	Power to maintain, repair and protect war memorials in the council's area	戦没者記念碑を持ち, 管理修繕する権利	War Memorial Act 1923
Water	水道	Power to make use of wells, springs or streams in the council's area and provide facilities for obtaining water from them	カウンスルエリア内の井戸, 湧水, 温泉, 小川から水を引く権利	Public Health Act 1936
Website	ウェブサイト	Power to provide a website to give information about the council	カウンスルの情報提供のためにウェブサイトを設置する権利	Local Government Act 1972

出典: Meera Tharmarajah, 2013 *Local councils Explained* p 18-27 (大内田鶴子による抜粋・意識)

《注》

- (1) この表現は法学者らしい説明の倒錯を示している。自由裁量の権能を与えられているという表現。過去のイングランドや過去の日本に於いては、自分の地域と日常生活に関する決定権は自然に備わっていたはずである。まちづくり活動家的に表現するなら、自分(自分たち)で決める、と言えばよいだけのことである

参考文献

National Association of Local Council 2015/16 *Annual Report*  
 National Association of Local Council, - *NALC Manifesto: Communities in Control: Realising The Potencial of Town and Parish Council*

National Association of Local Council 2016 *LGC Power to the People*  
 National Association of Local Council 2010 *All About Local Council* Tharmarajah, Meera 2013 *Local councils Explained* NALC  
 一般財団法人自治体国際化協会 2015 英国の地方自治(概要版)-2015年改訂版 -  
 後藤澄江・中田実 2000 世界の住民組織ーアジアと欧米の国際比較 (株)自治体研究社  
 総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000051164.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000051164.pdf)  
 電子政府の総合窓口イーガブ <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>